建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の静岡県指定試験機関である公益財団法人 建築技術教育普及センターに行わせる。

令和6年3月1日

静岡県知事 川勝平太

1 試験の期日、時間及び場所

(1) 二級建築士試験

試験項目	学科の試験	設計製図の試験
試験の期日	令和6年7月7日(日)	令和6年9月15日(日)
試験の時間	午前9時30分から	午前10時45分から
	午後5時20分まで	午後4時00分まで
試 験 場	静岡県立大学	静岡県立大学
	(静岡市駿河区谷田52-1)	(静岡市駿河区谷田52-1)

(2) 木浩建築士試験

, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
試験項目	学科の試験	設計製図の試験		
(人)				
試験の期日	令和6年7月28日(日)	令和6年10月13日(日)		
試験の時間	午前9時30分から	午前10時45分から		
	午後5時20分まで	午後4時00分まで		
試 験 場	静岡県立大学	静岡県立大学		
	(静岡市駿河区谷田52-1)	(静岡市駿河区谷田52-1)		

2 受験申込手続

新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

受付期間	令和6年4月1日(月)から令和6年4月15日(月)まで	
受付時間	受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで	
申込方法	静岡県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ	
	(https://www.jaeic.or.jp/) において必要な事項を入力し申し込むこと。	
備考	インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいが	
	ありインターネットの利用が困難である等)には、令和6年4月8日(月)までに	
	センター本部に申し出ること。	

3 「学科の試験」の免除の申請

二級建築士試験についての「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の二級建築士試験の「学科の 試験」に合格した者のうち、合格年から令和5年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に 限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和2年から令和5年の試験(他の都道府県知事が行 ったものを含む。)の受験番号を入力して行うこと。

木造建築士試験についての「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の木造建築士試験の「学科の 試験」に合格した者のうち、合格年から令和5年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に 限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和2年から令和5年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行うこと。

4 合格者の発表及び合否の通知

(1) 合格発表日(予定)

	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	令和6年8月26日(月)	令和6年12月5日(木)
木造建築士試験	令和6年8月26日(月)	令和6年12月5日(木)

(2) 合否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

5 その他

- (i) 「設計製図の試験」の課題は、令和6年6月12日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (https://www.jaeic.or.jp/) において公表する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。